

議案第 52 号

飯能市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

飯能市介護保険条例（平成 12 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「30, 191 円」を「25, 159 円」に改め、同条第 3 項中「前項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25, 159 円」とあるのは、「38, 577 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「25, 159 円」とあるのは、「48, 641 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市介護保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和元年 6 月 7 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
(保険料率等)	(保険料率等)
第3条 平成30年度から <u>令和2年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第3条 平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(12) 省略	(1)～(12) 省略
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>25, 159円</u> とする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>30, 191円</u> とする。
3 前項の規定は、 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25, 159円」とあるのは、「38, 577円」と読み替えるものとする。</u>	
4 第2項の規定は、 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25, 159円」とあるのは、「48, 641円」と読み替えるものとする。</u>	

<u>5</u> 保険料の額は、第1項各号及び前 <u>3項</u>に掲げる保険料率の100円未 満の端数を切り捨てた額とする。	<u>3</u> 保険料の額は、第1項各号及び前 <u>項</u>に掲げる保険料率の100円未満 の端数を切り捨てた額とする。
---	--

(介護保険法施行令の一部改正)

第一条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第十項中「十分の〇・五」を「十分の一・二五」に改め、同条に次の二項を加える。

11 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合)から十分の一・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

12 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合)から十分の〇・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

第三十九条第五項中「十分の〇・五」を「十分の一・二五」に改め、同条に次の二項を加える。
6 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

7 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の〇・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第三十八条第十項」の下に「から第十二項まで」を、「第三十九条第五項」の下に「から第七項まで」を加える。

第十条中「第二百二十二条の二」の下に「、第二百二十二条の三第一項」を加える。

附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

参考

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十八号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十四条の二第一項、第百四十六条及び第
百四十七条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。